

## 住宅省エネルギー性能証明書発行業務のご案内

### 【業務内容】

項目	内容	備考
業務対象	住宅の新築又は新築住宅の取得	※既存住宅は対象外
受付要件	次のいずれかの評価書等を取得した住宅 ・設計住宅性能評価書 ・フラット 35 適合証明書 ・BELS 評価書	※必要な基準を満たしたものに限り ます。  ※他機関発行の評価書等でも可能です。
	工事監理報告書、かつ「住宅の省エネ性能に影響があるような設計変更」がなく、設計書通りに住宅が建設されたことが確認できるその他の書類等により、現場審査を要しない住宅	※その他の書類等とは、省エネ性能に関わる工程が含まれた現場写真、設備機器のカタログ等。
	建築確認を要する住宅	※建築確認を要しない物件は対象外
受付時期	家屋番号が付与された後（建物登記後）	※証明申請書に家屋番号の記入が必要です。
料金	別表に定める	※当センター発行の評価書等、建築確認等があれば手数料の減額があります。

### 【必要書類】 ※提出は一部で結構です。

書類	備考
住宅省エネルギー性能証明書 整理票 ※他図面関係	当センターホームページよりご利用ください。 ※整理票内の審査図書等一覧 参照
住宅省エネルギー性能証明申請書	当センター様式のものをご利用ください。
検査済証の写し	
工事監理報告書	上記受付要件を参照下さい。
委任状	手続きを代理者が行う場合に限る
家屋番号が確認できる書類	登記簿謄本の写し等をご提出ください。

**【相談対応】**

原則、毎週 火・木曜日 14：00～16：00

(上記日時に電話にて相談対応いたします。)

**※1. 本社 那覇事務所 企画調整課 (高良・賀数)**

業務区域：浦添・与那原以南、南部区域離島

T E L : 098-851-3382

**※2. 中部事務所 (吉川)**

業務区域：西原・宜野湾以北、北部区域離島 (伊是名・伊平屋含む)

T E L : 098-929-3600